

危険ブロック塀などの耐震化補助制度が始まります

地震などによる災害を未然に防止するために、危険なブロック塀などを撤去したり撤去後に安全な工作物を設置する費用の一部を補助します。

に安全な工作物を設置する工事④市内施工業者が行う工事⑤着工予定の工事(着手済みは対象外)▼募集件数 20件(申込順)▼補助金額 標準額により算出した

▼対象要件 ブロック塀等

点検表により危険性があると認められるブロック塀などを所有や管理している方で、次の項目全てに該当①



通り抜けできる道路に面している
②市税を滞納している
③高さ60cmを超えるもので、撤去や撤去後

木造住宅耐震化に補助金

耐震診断費用を補助し、強度不足と判定された場合は、耐震設計費と改修費や耐震シェルター設置の費用を補助します(いずれも上



太陽光発電設備などの導入を考えている方

環境保全対策補助金

①HEMS機器(自己居住住宅用)▽回数 1回限り▽補助額 1万円▽围 着工後に環境政策課へ直接(申込順)
②家庭用燃料電池(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電池、電気自動車用充給電器設備(いずれも自己居住住宅用)▽回数 1回限り▽補助額 各5万円▽围 着工前に同課へ直接(申込順)
③太陽光発電設備(自己居住住宅・共同住宅・事業

所)▽回数 1回限り▽補助上限額 自己居住住宅5万円、共同住宅14万円、事業所45万円、いずれも発電能力1kW当たり1万5千円▽围 着工後に同課へ直接(申込順)
④電気自動車▽対象 新車を購入した個人が事業者(リースなどは除く)▽台数 年度中1台限り▽補助額 10万円▽围 購入後に同課へ直接(申込順)
⑤雨水貯留槽(市販のもの)

テレビ視聴方法の切り替え

地上デジタル化に伴う、電波障害の減少を受け、テレビジョン共同受信施設の

▽数量 居住する住宅1棟につき1基▽補助額 本体価格の2分の1で2万円以内▽围 設置後に本体価格や容量、メーカーが分かる領収書を持参し、同課へ直接(申込順)

▼対象者 市内在住で市税の滞納がない方
▼その他 詳しくは4月1日以降市ホームページに掲載

▼围 同課 ☎70・5620 ※県にも住宅用スマートエネルギ―設備導入費補助制度があります。围 スマートエネルギ―課 045・210・4175。

額と耐震化に要する経費(業者見積)とのいずれか少ない額の2分の1を乗じた金額(千円未満は切り捨て)で、1件30万円まで(撤去10万円、設置20万円)▼その他 他の助成を受けて行う工事と販売を目的とした工事などは対象外▼围 4月2日から都市整備課(☎70・5632)へ直接

の滞納がない方▼対象住宅 次のすべてに該当①昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅、2世帯住宅、店舗・事務所兼用住宅(昭和56年6月以降に増築工事に着手し、増築部分の延べ面積が既存部分の2分の1未満の木造住宅含む)②地上2階建て以下で在来工法による木造住宅③市民自らが所有し居住する住宅▼その他 予算の範囲内で申込順に受け付けます。早めに申し込んでください

限あり)。
▼対象者 市内在住で市税

市からの直接訪問や、電

■手続き

移行後のサービスを受けるためには、5月31日までにテレビジョン共同受信施設組合に加入する必要があるほか、加入には次の条件が必要となります。

①引き込み線や保安器など、視聴に必要な設備を新設する
②設備経費は全額自己負担(5〜7万円程度。経費は戸別で異なる)
③移行工事が完了するまで、各組合で定めた組合費を納入する

■注意事項
①共同受信施設の幹線整備状況によっては、希望しても組合へ加入できない場合あり
②6月1日以降は、共同受信施設組合への加入は不可

民間移行の内容や各組合への加入手続きなどの詳細は、基地対策課 ☎70・5604。

話による耐震診断などの勧誘はしていません。悪質商法に注意してください。

▼围 都市整備課 ☎70・5632

補助項目	補助率	補助上限額
耐震診断	2/3	4万円
耐震設計	2/3	8万円
耐震改修	2/3	100万円
工事監理	2/3	6万円
耐震シェルター設置	2/3	18万円

※耐震設計、耐震改修、工事監理や耐震シェルター設置は、耐震診断の結果が総合評価点1.0未満が対象

相談の名称(相談無料)		日時(祝日・振替休日は除く)・相談内容など	問い合わせ
4月の相談	予約制	法律相談(弁護士)	市民課 ☎70・5605
		夜間法律相談(弁護士)	
		行政書士相談(行政書士)	
		不動産相談(専門相談員)	
		子育て相談(専門相談員)	子育て支援課 ☎70・5664
		障がい児者相談(援護施設職員)	障がい福祉課 ☎70・5623
		成人健康相談	保健医療センター ☎77・1133
		保健師による心の健康相談	
		聴覚相談	
		シニアあったか相談(専門相談員)	高齢介護課 ☎70・5616
	随時受付	DV専門相談(専門相談員)	市民課 ☎70・5605
		行政相談(行政相談員)	
		人権身上相談(人権擁護委員)	
		一般相談	保健医療センター ☎77・1133
		いきいき健康・食事相談	
		高齢者ヘルスアップ相談	
	随時受付	消費生活相談(専門相談員)	消費生活センター ☎70・3335
		教育相談	教育研究所 ☎79・0222
		青少年相談	青少年相談室 ☎77・7830
	随時受付	こどもなんでも相談	もみの木園 ☎76・6770
		市長と未来を語る部屋	政策経営課 ☎70・5635